

とやまの美しい森林づくり

公社営林だより

第14号
2022年2月発行



魚津市小菅沼(Ⅱ)事業地

発行／富山県「美しい森林」事業推進協議会
<https://www.taff.or.jp/utukushiimori/>

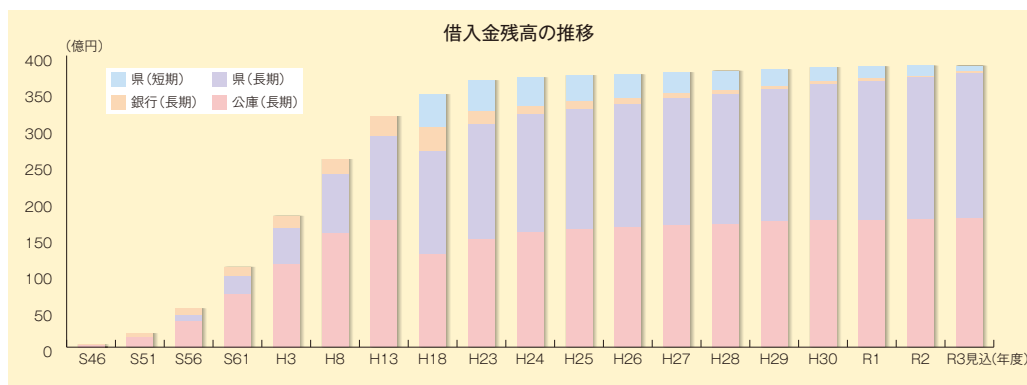
公益社団法人富山県農林水産公社 森林部
<https://www.taff.or.jp/>

1 経営改善の取り組み

富山県農林水産公社では、次のとおり分収造林事業の経営改善に努めています。

(1) 金利負担の軽減

保育事業に係る経費は、国や県の補助事業を最大限に活用し借入金の抑制に努め、また、過去の市中銀行からの借入金については、日本政策金融公庫の低金利融資制度に借り換えを進めています。これらにより、昨年の金利支払い額は、前年度比1千万円の削減となりました。



(2) 収入の増大

公社では、間伐材を搬出販売して収益をあげる利用間伐を推進しています。さらに組織体制の見直しや国、県の補助事業を積極的に導入するなどし、収入の増大に取り組んでいます。



(3) 分収比率等の見直し（分収造林契約変更の推進）

昭和41年度から取り組んでいる分収造林事業については、木材価格の低迷等により採算性が著しく低下し大変厳しい経営状況にあります。そのため、平成20年度から土地所有者の皆様へ、分収比率の変更（土地所有者：公社 4:6 → 2:8）と契約期間の80年への延長をお願いしています。

これまで契約件数で938件（契約率95%）、延べ契約者数で5,871人（同91%）、契約筆数で20,437筆（同89%）の変更契約を締結させていただきました。（令和4年1月末現在）

土地所有者の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

●年度別進捗状況

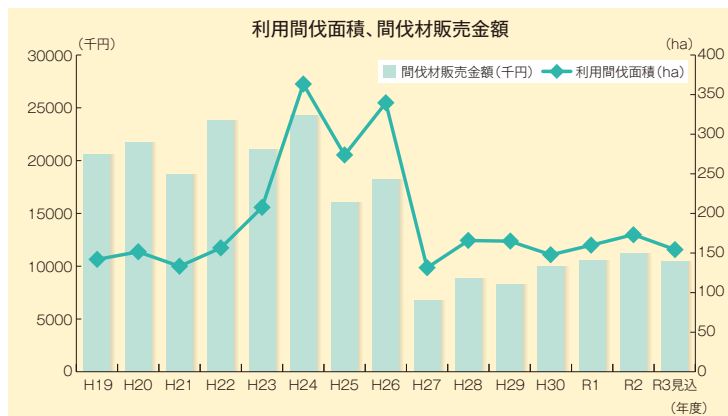
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R4.1
変更契約件数	71	94	189	185	113	52	59	37	40	20	23	27	26	2
累 計	71	165	354	539	652	704	763	800	840	860	883	910	936	938
進捗率(%)	7.2	16.7	35.8	54.5	65.9	71.2	77.1	80.9	84.9	87.0	89.3	92.0	94.6	94.8

2 令和3年度分収造林事業の実績

公社では、国、県からの補助を受けて分収林の施業を行ってきており、令和3年度は、利用間伐、枝打ち、作業路開設のほか、既設作業路等の維持管理を重点的に実施しました。

施業内容	令和3年度実績見込	
	事業量	事業費(千円)
除伐(ha)	0.00	0
つる枯殺(ha)	0.00	0
間伐(ha)	179.50	60,273
枝打(ha)	67.17	22,102
作業路開設(km)*	14.68	18,913
作業路等補修(km)*	244.94	18,149
事業雑費	-	0
計	246.67	119,437

*事業量の計には作業路開設、作業路等補修は含みません。



高密度の森林作業路の開設と高性能林業機械による搬出間伐の推進

施業にあたっては、森林組合等林業事業体に発注しています。高密度の森林作業路を開設し、搬出コストの低減を図るとともに、高性能林業機械も導入し、作業の効率化、コストの低減に努めています。



森林作業路の開設

大型のトラックは走行できませんが、林内作業車や高性能林業機械が通行するための道で、近年は年間15km程度開設しています。



ハーベスタ（伐倒・枝払い・玉切り・集積）

従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行うことができます。



プロセッサ（枝払い・玉切り）

林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行うことができます。



フォワーダ（集材）

玉切りした材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械で狭い作業道でも走行できます。

3 土地所有者の皆様へのお願い

(1) 土地所有者の変更等の届出について

公社では、昭和41年から土地所有者の皆様方と分収造林契約を締結してきましたが、契約期間が長期にわたるため、相続等により土地所有者や住所等に変更が生じている場合があります。

つきましては、下記の事項について変更があった場合や予定される場合は手続きが必要となりますので、お手数ですがご連絡くださるようお願いいたします。

- ア 土地所有者の変更（相続、売買、贈与など）
- イ 土地所有者の住所の変更
- ウ 契約代理人の変更

(2) 分収造林地の相続手続（登記）について

分収造林契約者が亡くなっているが、その相続手続がされていない分収造林地もあるかと思えます。このような場合、将来発生する分収金の支払い等に支障が生じますので、必ず手続を行っていただくようお願いします。（民法等の改正により、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます）。なお、相続手続が終了しましたら、お手数ですが公社までその旨ご連絡をお願いいたします。

(3) 分収金の支払いについて

間伐材の販売収入などの分収金が発生した場合には、契約者個人に支払う手続きを順次進めていきます。つきましては、その事務を円滑に進めるため、上記（1）、（2）の事項に留意いただき、該当する場合は必要な手続きをお願いいたします。

(4) 災害等の連絡について

次のような事例があった場合は、ご連絡をお願いいたします。

- ア 公社造林地内で豪雨や台風等、気象災害により立木の折損等の被害を発見した場合
- イ 公社造林地に向かう林道や作業道が災害等により通行できない場合
- ウ 公社造林地内で許可なく作業が行われていると思われる場合（違法伐採など）

(5) 山火事予防の徹底について

- ア たばこの吸い殻は、必ず火を消すとともに、投げ捨てないでください。
- イ 枯れ草等のある場所では、たき火をしないでください。
- ウ 火の取扱いに十分留意してください。



〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号
(富山県森林水産会館6階)
公益社団法人富山県農林水産公社 森林部
TEL 076-441-6155 (平日8:30~17:15)
076-441-5293
FAX 076-432-7086

●この広報冊子や公社営林に対するご意見、ご質問があれば、お聞かせ願います。



この紙は間伐材パルプを使用しています。